

令和8年度水産加工原材料高騰対策支援事業補助金

Q & A

1 制度全般について

Q1 本補助金の目的は何ですか。

A 本補助金は、加工原材料の価格高騰により水産加工業者の経営負担が増大している状況を踏まえ、県内水産加工場における主原材料の仕入れ経費のうち、前年同期間と比較した価格高騰額を補助することで、事業継続を図ることを目的としています。(要項第1条)

Q2 県外に本社がありますが、補助対象になりますか。

A 県内に水産加工場を有していれば補助対象となります。本社所在地は問いません。(要項第2条)

Q3 水産加工場が複数ある場合、複数申請できますか。

A できません。1事業者につき1回限りです。(要項第4条)

2 補助対象者について

Q4 食品衛生法の許可が必要ですか。

A 次のいずれかに該当すれば対象となります。(要項第2条)

- 食品衛生法第55条の許可
- 食品衛生法第57条第1項の届出(水産物を原材料とした食料品製造に限る)
- 水産加工業協同組合の組合員

Q5 資本金や従業員数の要件はありますか。

A 資本金3億円以下、かつ従業員300人以下の事業者が対象です。(要項第2条)

3 補助対象経費について

Q6 補助対象となる「価格高騰額」とは何ですか。

A 対象期間における主原材料の平均単価と前年同期間の平均単価の差額に、対象期間の仕入数量を乗じて算出した額です。(別表1)

Q7 どのような原材料が対象になりますか。

A 水産加工品製造に使用する主原材料(水産物に限る)が対象です。既製品を仕入れて小分け・包装のみを行う場合の仕入れは対象外です。(別表1)

Q8 運送費などの付随費用は対象になりますか。

A 主原材料の仕入に付随する運送費等の諸経費は対象に含まれます。(別表1)

Q9 消費税は補助対象経費に含まれますか。

A 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めません。(別表1)

Q10 対象期間はどのように選べますか。

A 申請日の前月を起算月とする直近12ヶ月のうち、申請者が選択する1～12ヶ月です。(別表1)

4 申請・手続きについて

Q11 申請は電子申請のみですか。

A 原則は電子申請ですが、書面申請も可能です。(要項第4条)

Q12 消費税の仕入控除額はどう扱いますか。

A 控除できる消費税額が明らかである場合、補助対象経費から減額して申請します。申請時点で不明の場合は、実績報告時に減額します。(要項第4条第2項、第5条第4項)

Q13 支払証拠書類は、こういったものが必要ですか。

A 領収書、振込証明書又はそれに準じる書類の提出が必要です。(様式第1号)

Q14 魚種が複数ある場合は対象となりますか。

A 対象となります。(別添様式1) 申請額計算書において、それぞれ別のシートに入力してください。

Q15 1回の仕入れで上限額に達する場合、その分のみの申請で良いですか。

A 1ヶ月間の平均単価を比較するため、最低1ヶ月分の仕入れについて記載してください。

5 交付決定・支払いについて

Q16 申請後に消費税の確定申告で仕入控除額が確定した場合はどうなりますか。

A 消費税等仕入控除税額報告書(様式第4号)を提出し、返還命令に基づき返還します。(要項第5条第4項)

Q17 補助金はいつ支払われますか。

A 募集期間終了後1ヶ月以内を目安に交付決定及び金額の確定を通知し、その後申請者が指定する口座にお支払いします。なお、審査状況等によりお支払いが遅れる場合も想定されますので、予めご了承願います。

6 その他

Q18 補助金を返還しなければならないのはどんな場合ですか。

A 次のような場合です。(要項第9条)

- 要件を満たしていないことが判明した場合
- 申請書等に虚偽があった場合

Q19 証拠書類はどれくらい保存する必要がありますか。

A 補助事業完了の翌年度から5年間保存する必要があります。(要項第7条)

Q20 本事業は検査の対象となりますか。

A 本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、会計検査院による実地検査の対象となる可能性があります。

Q21 相談や質問はどこに連絡すればよいですか。

A 農林水産部漁政課が窓口となります。ただし、申請書類等の確認状況及び審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。